

KV-40 宛

2022 Ene-1 SUZUKA Challenge **KV-40 ドライバー重量に対するバランスウェイトについて**

標題の件、下記の下線部を追記し、改定する。

記

KV-40 特別規則書 第3章 車両規則 第6条 ドライバー重量

- 3) ドライバーのバランスウェイトは、乗車時や緊急避難時に、不用意に脱落・落下しない措置を講じなければならない。
- ※リストウェイトやアングルウェイトなど、身体に巻き付けて使用できるものとする。
 - ※バランスウェイトを身体に巻き付けた場合に、車両の乗車に著しく支障が出る場合はドライバー分のバランスウェイトを車両へ搭載することを認める場合がある。
 - ※工具等を装備品のポケット等に入れてバランスウェイトの代用とすることは認められない。

以上